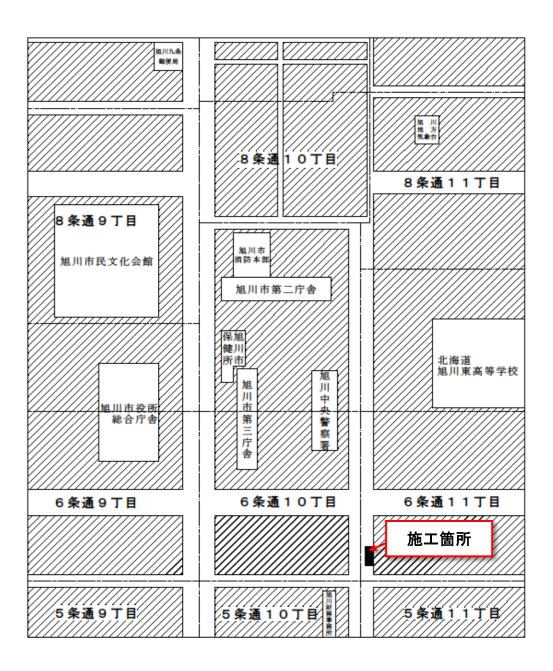
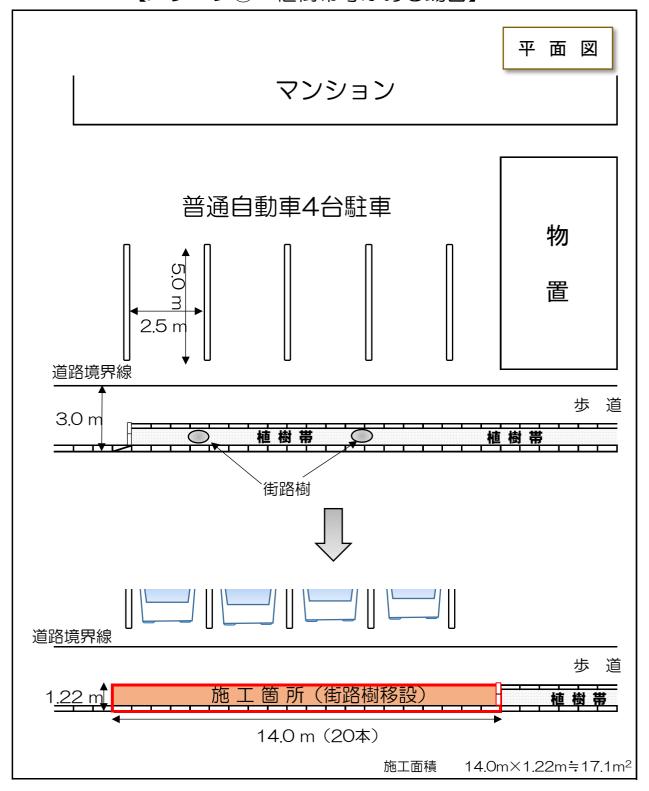


【位置図】

・ 施工箇所の住所,施工箇所の位置がわかるように作成してください。



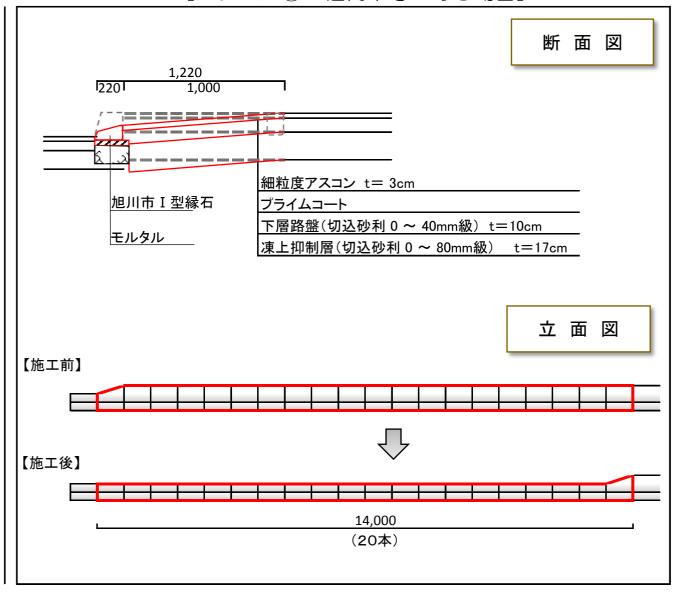
【パターン② 植樹帯等がある場合】



<申請にあたっての留意点>

- 切り下げ範囲の判断材料とするため、図面内に自動車が何台駐車し、どのように出入りするのか、絵や文字にて表示してください。
 施工面積の計算式を図面上に記載してください。
- 街路樹が支障となる場合、別の場所に移設もしくは代替木を植えていただくことに なります(承認時に条件添付)。
- 街路樹(桝)の写真も添付してください。

【パターン② 植樹帯等がある場合】



<申請にあたっての留意点>

- 縁石の切り下げ幅員は必要最小限にしてください。
- 原則として、1台につき、4本(2.8m)~6本(4.2m)までです。
- すりつけ部は1.0m程度又は植樹桝等の延長線上までです。 (傾斜が急になり、車両の出入りに支障がでる場合は御相談ください。)
- 路盤復旧時に散布するプライムコートは全面にまんべんなく散布してください。
- 復旧する路盤は現況復旧を原則としますが、重車両が通行する場合、乗り入れ量の多い場合等は重車両用の路盤で施工してください。
- 縁石を復旧する際は、図面にも復旧構造(縁石、モルタル等)の記載をしてください。
- その他、特殊な事情や切り下げ幅について相談がある場合は、土木管理課まで御相談ください。